

市町村のための降雪対応の手引き（令和7年11月改訂） 修正箇所

頁	項目等	修正内容
本編		
I. はじめに		
II. 降雪時の対応		
1. 降雪の予報が出たとき		
(1) 情報の収集・連絡及び防災体制の確立		
(2) 災害未然防止活動		
14	●住民への情報提供等 参考となる資料・リンク等（情報伝達）	【消防庁HP】災害情報伝達手段の整備等に関する手引きを令和7年3月改訂に更新
15	●住民の安全確保のための対策 ◆参考：要配慮者の特性に応じた情報伝達手	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府（防災担当）令和7年6月）」に基づく、掲載内容の修正等
2. 降雪のとき		
(1) 情報の収集・連絡及び防災体制の確立		
(2) 災害発生直前の対策		
18	●雪害に対する警報等の伝達 □住民への警報等の伝達	一部文言の修正（「帰宅困難者が発生したケースもある。」→「帰宅困難者が発生したケースもあることに留意する。」）
19	●道路除雪対策 ◆参考：国が管理する道路の予防的な通行規制区間	令和6年度の情報に更新
21	●公共交通機関と連携した対応	見出しを修正（「●公共交通機関における対応」→「●公共交通機関と連携した対応」）
22	●観光分野における対応 ◆参考：外国人観光客災害時初動対応マニュアル（北海道観光振興機構）	掲載URL等の修正
3. 著しい降雪のとき		
23	【ポイント】	顕著な大雪に関する気象情報の説明を追記
(1) 発災直後の情報収集・連絡及び活動体制の確立		
(2) 除雪の実施、雪崩災害等の防止及び応急復旧活動		
(3) 救助・救急活動及び医療活動		
(4) 避難者・帰宅困難者、滞留者対策		
33	●避難者対策 □避難者の受入	「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月）」「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)（令和6年12月）」を踏まえた生活環境に関する説明の追記
(5) 自発的支援の受入		
4. 雪が止んだあと		
39	◆参考：歩行型ロータリ除雪機の事故防止の注意喚起例（啓発チラシ）	チラシの差し替え
5. 災害復旧・被災者支援		
(1) 災害救助法の適用		
40	●直近の災害救助法の適用実績	適用実績の更新
(2) 災害復旧		
(3) 被災者支援		
42	●被災者台帳の作成	一部文言の修正（「「被災者台帳の作成等に関する実務指針」に掲載している「被災者の台帳作成に係るデータ項目の例示」→「被災者台帳の作成等に関する簡単手引き」に掲載している「データ項目の例示」）
42	●被災者台帳の作成 参考となる資料・リンク等（被災者台帳の作成	「被災者台帳の作成等に関する実務指針（平成29年3月、内閣府）」を削除 「被災者台帳の作成等に関する簡単手引き（令和7年8月、内閣府）」を追加
43	●災害ケースマネジメントの実施について □アウトリーチによる被災者の状況把握	見出しの修正（「□アウトリーチによる被災者の発見、状況把握」→「□アウトリーチによる被災者の状況把握」）
(4) 被災地地方公共団体に対する主な国等の支援		
45	国の主な財政支援 項目 被災者の生活再建支援	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者生活再建担当）の連絡先の修正
46	国の主な人的支援等	内容の追加（「災害時情報集約支援チーム（ISUT）」内閣府）
III. 参考資料リンク集（P47～49）		
47	－	組織体制関連資料のリンク等の更新 情報活動関連資料のリンク等の更新 避難行動要支援者関連資料のリンク等の更新
48	－	観光分野における対応関連資料のリンク等の更新
49	－	生活再建支援関連資料のリンク等の更新 災害救助法の適用関連資料の改訂時期の更新

市町村のための降雪対応の手引き（令和7年11月改訂） 修正箇所

頁	項目等	修正内容
予防編		
IV. 平時の備え		
1. 雪害に強いまちづくり		
7	◆参考：タイムラインの一例	文言の修正（「大雪に対する緊急発表が発表される時」→「大雪に対する緊急発表が行われる時」）
2. 雪害に強いまちづくり		
10	◆参考：豪雪地帯安全確保緊急対策交付金について	対象事業に関する文言の修正等
3. 雪害の防災体制の整備		
（1）庁内の防災体制の整備		
（2）業務継続・受援の体制確保		
（3）災害応急対策等の実施体制確保		
22	●公共交通機関における備え □降雪時の保健福祉サービス等の休止検討	見出しの修正（「●公共交通機関における備え」→「●公共交通機関と連携した備え」） 文言の修正（「降雪時の業務継続方針を検討する。」→「降雪時の対応を業務継続計画に位置付けることを検討する」）
V. 基礎知識		